

平成25年労第325号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月にA会社Y工場（以下「会社」という。）に入社し、自動車部品の鍛造等の業務に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月に運搬業務から切断業務を行う部署へ異動となり、鋼材を切断する業務に従事していたところ、同僚から切断した製品の中に、鋼材切断時に余った端材を毎日故意に入れられることが続いていたため、同時期から平成〇年にかけて頭痛、気分がうっ積する等の症状が現れるようになったとしている。

請求人は、平成〇年〇月にB病院に受診し「パニック症候群、不眠症」と診断され、その後、複数の医療機関に受診し、平成〇年〇月〇日にはC病院に受診して「気分障害、アルコール依存症」と診断された。

請求人は、請求人に発病したこれらの疾病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものであ

る。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人が発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、D医師等の診療録及び医証を踏まえ、平成〇年〇月頃ICD-10診断ガイドラインの「F41他の不安障害、F10アルコール使用による精神及び行動の障害」を発病したとの意見を述べており、当審査会も、請求人の症状経過等に照らし、専門部会の意見を妥当と判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものとする。

なお、認定基準においては、業務に関連して発病する可能性のある精神障害は、主として同診断ガイドラインのF2からF4に分類される精神障害とされていることから、本件においては「F41他の不安障害」（以下「本件疾病」という。）について、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 本件疾病発病前おおむね6か月間（以下「評価対象期間」という。）において、業務による心理的負荷となった出来事を認定基準の別表「業務による心理的負荷評価表」により検討すると、「特別な出来事」に該当する出来事は認められない。

(4) 次に「特別な出来事以外」の出来事の有無等について検討する。

請求人は、平成〇年〇月に切断作業を行う部署に異動した後、同僚のEから切断を終えた製品の中に、鋼材切断時に余った端材を入れられる嫌がらせを受けたと主張している。

この点、請求人の上司であるFは聴取において、要旨、Eは平成〇年〇月〇日に別棟の鍛造部署に異動した旨述べていることなどを踏まえると、平成〇年〇月以降、請求人とEが同一の部署において勤務していなかったことは明らかであり、主張内容は合理性を欠くと判断する。

また、請求人は、今般の再審査請求において、Eからの嫌がらせが行われた時期について、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの間であったとして、主張内容を翻しているところである。この点、Fが申述において、同年〇月〇日に請求人から端材混入のことにに関して報告があった旨述べていることから、請求人とEの間で何らかのトラブルがあった可能性は否定できないが、仮にそのことが事実であったとしても、当該出来事は評価対象期間以前の出来事であり、心理的負荷の評価の対象となる出来事とは認められないと判断する。

(5) 以上を総合すると、請求人が発病した本件疾病は業務上の事由によるものと認められない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。